

令和3年 第1回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年1月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第1回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第11 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第 6号 空き家に付属する農地指定申請について

1 出席委員 (24名)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐 藤 勝 委員、 |
| 3番 熊 谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊 佐 一 成 委員、 | 6番 菅 原 勝 宏 委員、 |
| 7番 岩 淵 敬 一 委員、 | 8番 米 山 嘉 彦 委員、 |
| 9番 阿 部 一 信 委員、 | 10番 曾 根 金 雄 委員、 |
| 11番 三 浦 正 勝 委員、 | 12番 鈴 木 和 子 委員、 |
| 13番 芳 賀 博 秋 委員、 | 14番 尾 形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高 橋 寛 委員、 | 16番 狩 野 善 典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高 橋 榮 一 委員、 |
| 19番 岩 淵 弘 委員、 | 20番 三 浦 栄 委員、 |
| 21番 大 沢 純 香 委員、 | 22番 大 場 裕 之 委員、 |
| 23番 吉 田 優 俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴 木 康 則 会長 | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主幹兼係長	藤	広実
農地農政係 主査	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦労様です。」ご着席願います。

現在、コロナが猛威を振るっておりますけれども、皆様には、すこやかに新年を迎えられたことと存じます。また、コロナウイルスには十分に気をつけていただき、マスク着用や、三密を避けるなどの対策を励行されまして、コロナウイルスに屈しないよう、よろしく願いいたします。

なお、今年もよろしく願いいたします。

議長

それでは、只今から、令和 3年 第1回
栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、24名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号13番 芳賀博秋委員、議席番号14番 尾形陽一郎委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和3年1月13日から令和3年1月27日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和3年1月28日から令和3年2月24日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第2区の番号1番について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の田 1筆 526㎡、盛土により排水不良を改善し、耕作の利便性を向上させる旨の1案件を説明。

議長

次に、去る1月22日、議席番号 3番 熊谷 ゆり 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 進 委員、及び 佐々木 貞一郎 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、3番 熊谷 ゆり 委員から報告願います。

3番 熊谷 ゆり 委員

報告第1号については、去る1月22日、金曜日に4名にて現地確認を行いました。

1番については、盛土を実施し、排水不良を改善するものであり、今後も農地として利用することから、特に問題ものと判断いたしましたので、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から16番までの16案件、第2区の番号17番から19番までの3案件、第3区の番号20番の1案件、併せて20案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 9筆 9, 206㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑 1筆 716㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号3番、番号4番は、関連案件で、一迫地区の田 2筆 5, 943㎡、売買のための農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号5番、番号6番は、関連案件で、一迫地区の田 5筆 4, 099㎡、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号7番、番号8番は、関連案件で、一迫地区の田 1筆 1, 608㎡、及び畑 1筆 401㎡、合計 2, 009㎡、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号9番、番号10番は、関連案件で、一迫地区の田 4筆 3, 698㎡、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号11番、番号12番は、関連案件で、一迫地区の田 7筆 14, 920㎡、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号13番は、瀬峰地区の田 27筆 23, 874㎡、
番号14番は、瀬峰地区の田 10筆 16, 775㎡、いずれも、双方合意による
基盤法による賃貸借権解約の2案件、
番号15番は、瀬峰地区の田 22筆 19, 834㎡、贈与のためによる基盤法に
よる賃貸借権解約の1案件
番号16番は、瀬峰地区の田 12筆 19, 029㎡、双方合意による農地中間管
理事業による賃貸借権の配分計画解約の1案件、
第2区の番号17番は、若柳地区の畑 1筆 600㎡、双方合意による農地法第3
条による賃貸借権解約の1案件、
番号18番は、若柳地区の田 10筆 7, 325㎡、双方合意による基盤法による
賃貸借権解約の1案件
番号19番は、金成地区の田 2筆 2, 001㎡、双方合意による農地法第3条に
よる賃貸借権解約の1案件、
第3区の番号20番は、栗駒地区の田 1筆 1, 385㎡、売買のための農地法第
3条による賃貸借権解約の1案件、
以上、20案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、
報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から4番までの4案件、第2区の番号5番・6番の2案件、併せて
6案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 3筆 213㎡、双方合意による基盤法によ
る基盤法による使用貸借権解約の1案件、

番号2番、番号3番は、関連案件で、一迫地区の田 1筆 3, 473㎡、双方合意
による農地中間管理事業による使用貸借権解約の2案件、

番号4番は、瀬峰地区の畑 3筆 2, 508㎡、双方合意による農地中間管理事業
による使用貸借権の配分計画解約の1案件、

第2区の番号5番は、若柳地区の田 2筆 2, 009㎡、新たな賃貸借権設定のた
めの農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号6番は、若柳地区の畑 1筆 697㎡、贈与のための農地法第3条による使用
貸借権解約の1案件、

以上、6案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から10番までの、10案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 5筆 1, 910㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田 2筆 1, 382㎡、

番号3番は、築館地区の田 2筆 1, 951㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号4番は、高清水地区の田 1筆 980㎡、経営の合理化のための所有権移転売買の1案件、

番号5番は、高清水地区の田 5筆 11, 937㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号6番は、高清水地区の田 29筆 21, 325㎡、及び畑 6筆 3, 135㎡、合計 24, 460㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号7番は、一迫地区の田 2筆 323㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号8番は、一迫地区の田 2筆 6, 019㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号9番は、一迫地区の田 2筆 5, 770㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号10番は、瀬峰地区の田 22筆 19, 834㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、10案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る1月21日、議席番号20番 三浦 栄 委員、農地利用最適化推進委員の曾根 茂 委員、及び 及川 正一 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、20番 三浦 栄 委員から報告願います。

20番 三浦 栄 委員

20番の三浦です。

議案第1号については、去る1月21日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から10番の詳細につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりでございますが、主に労力不足による売買や贈与、それから親子間の経営移譲による贈与となっております。許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号11番から16番までの6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号11番は、若柳地区の田 1筆 980㎡、

番号12番は、若柳地区の田 1筆 18㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、うち、12番は、市外居住者取得の案件につき詳細説明、

番号13番は、若柳地区の田 2筆 1,702㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号14番は、若柳地区の田 8筆 3,882㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、市外居住者取得の案件になるが、すでに市内の農地で農業を行っていることと贈与者がこれまで実質的に耕作している土地となっているため、詳細説明省略、

番号15番は、若柳地区の田 1筆 3,886㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号16番は、若柳地区の田 20筆 10,542㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

以上、6案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

議案第1号については、去る1月22日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号11番、12番につきましては、譲渡人の労力不足、13番については、譲渡人の要望による経営規模拡大、という中での所有権移転売買の案件でございます。

14番については、農業後継者への贈与、ということで所有権移転贈与の案件、

15番につきましては、譲渡人の労力不足のために賃貸借権設定の案件、

16番につきましては、農業者年金の継続受給のための経営継承ということで、使用貸借権設定の案件でございます。

以上、6案件につきまして検討した結果、許可に当たっては、いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。

ただ今説明いただいた中で、22ページの14番の案件について、栗原市内の属地で農業委員会において審査するものと解しておりましたが、隣の岩手県の農地まで本農業委員会で審査するものなののでしょうか、譲受人の住所も花泉で土地の所在も花泉となっておりますことから、本来は一関市で審査すべきと思いますが、なぜ、本農業委員会で審査しなければならないのか、理由をお知らせ願います。

議長

事務局説明

事務局

この標記は底地の所在を表示しているもので、この場所につきましては、現在、ほ場整備を実施中で、それに伴う県境変更がありまして、すでに栗原市内の農地となっております。登記簿上は「栗原市花泉町」と表記されておりますが、本換地が令和4年となっており、その後所在の修正を行うこととなっていることから、底地の所在を表記しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長

三浦委員、よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

この件は了解しますが、県境変更がなければ、本来は、一関市農業委員会で審議する案件と解してよろしいか。

議長

そのとおりです。 その他ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号17番から24番までの、8案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号17番は、栗駒地区の田 1筆 1, 385㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号18番は、築館地区の田 1筆 10, 942㎡、及び栗駒地区の田 5筆

16, 319㎡、合計 27, 261㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号19番は、栗駒地区の田 31筆 31, 349㎡、

番号20番は、栗駒地区の田 10筆 3, 218㎡、

番号21番は、栗駒地区の田 1筆 1, 635㎡

番号22番は、栗駒地区の田 3筆 6, 180㎡、

番号23番は、栗駒地区の田 1筆 1, 148㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の5案件、

番号24番は、栗駒地区の田 3筆 7, 069㎡のうち 6, 341㎡、経営規模拡大のための使用貸借権設定の1案件、

以上、8案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る1月22日、議席番号16番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の 山田 善太郎 委員、及び 三浦 勇市 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

議案第1号については、去る1月22日の金曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号17番は、労力不足による所有権移転売買でございます。18番は、相続によるものでございます。19番から24番までについては、主に労力不足による賃貸借権設定と使用貸借権設定でございます。

以上、いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から24番までの24案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から24番までの24案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から6番までの、6案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の畑 1筆 532㎡を業務用地として転用し、隣接する寺の駐車場として造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当するが、既存の施設の2分の1以内の拡張であるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号2番・3番は、同一事業で所有権移転売買の案件となっており、2番は、築館地区の田 2筆 1,054㎡、及び畑 1筆 410㎡、合計 1,464㎡を業務用地として転用し、経営する会社の資材置き場を造成するものであります。

番号3番は、築館地区の田 1筆 846㎡、転用目的、事業内容、農地区分等については、番号2番と同一のため省略、

農地区分は、いずれも周囲を山林と原野に分断された生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地に該当する旨の2案件、

番号4番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の田 1筆 3,668㎡を業務用地として転用し、事業用車両の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、周囲を宅地、雑種地、2メートル以上の高低差に分断された生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地に該当する旨の1案件、

なお、本案件は転用面積が3,000㎡を越えていますので、令和3年2月17日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となります。

番号5番は、所有権移転売買の案件で、高清水地区の畑 1筆 79㎡を住宅用地として転用し、宅道及び駐車場を造成するものであります。

農地区分は、周囲を宅地に囲まれた生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号6番は、所有権移転売買の案件で、高清水地区の畑 1筆 488㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を造成するものであります。

農地区分は、周囲を宅地で分断された生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地に該当する旨の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

曾根 茂 推進委員

議案第2号については、去る1月21日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番、2番、3番、4番につきましては、築館地区の所有権移転売買の案件です。詳細は、ただ今事務局から説明があったとおりであり、転用目的も議案書に記載のとおりであります。申請書の内容を確認し、農用地からの除外手続きも既に完了しているということから、何も問題がないものと確認いたしました。

番号5番、6番につきましては、高清水地区の所有権移転売買の案件です。この2案件についても、農用地からの除外手続きも完了しておりますし、地域からも特に問題は発生しておりません。転用目的等については、事務局から説明があったとおりでございます。いずれも、特に問題はなく、許可してよいものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から9番までの、3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号7番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の田 2筆 969㎡を業務用地として転用し、経営する会社の駐車場及び資材置き場を造成するものです。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当するが、拡張面積が、既存敷地の2分の1以内の拡張であるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号8番・9番は、同一事業でとなっており、番号8番は、所有権移転贈与の案件で、志波姫地区の田 1筆 2,426㎡、番号9番は、賃貸借権設定の案件で、志波姫地区の田 2筆 1,721㎡、合計 4,147㎡を業務用地として転用し、コンビニエンスストアの店舗及び駐車場を造成するものであります。

農地区分は、いずれも、国道と市道により分断された生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地で取扱う旨の2案件、

なお、本案件は転用面積が3,000㎡を越えていますので、令和3年2月17日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となります。

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 貞一郎 推進委員から報告願います。

佐々木 貞一郎 推進委員

議案第2号、農地法5条の規定による3件の許可について、去る1月22日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号7番から9番について、詳細は、事務局が説明したとおりであり、慎重に検討した結果、3件の許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号10番は、賃貸借権設定の案件で、鶯沢地区の畑 1筆 1,896㎡のうち、600㎡を借受け、業務用地として一時転用し、選挙のための仮設事務所の設置と駐車場を整備するものであります。なお、一時転用であることから、農地への復元が必須となっております。

農地区分は、宅地、山林等の農地以外の地目によって分断された生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、16番 狩野 善典 委員から報告願います。

16番 狩野 善典 委員

議案第2号、農地法5条の許可申請について、去る1月22日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号10番の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりで、鶯沢総合支所から西に500㎡程度の場所でありまして、国道457号に沿ったところでありました。

数年前までは自宅がありましたが、解体されておりまして、現在はさら地となっております。隣接する場所には農地がなかったことから、許可に当たっては何ら問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号4番の案件を審議いたします。

議席番号1番 佐々木 栄夫 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時18分)(1番 佐々木 栄夫 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時18分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号4番は、築館地区の田 2筆 3, 420㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号4番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号4番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時19分) (佐々木 栄夫 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時19分)

次に、第1区の番号15番から17番までの3案件、及び番号23番から25番までの3案件、併せて、6案件を審議いたします。

議席番号 17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩いたします。(午後2時20分)(17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時20分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号15番は、高清水地区の田 2筆 4, 359㎡、
番号16番は、高清水地区の田 1筆 9, 956㎡、
番号17番は、高清水地区の田 2筆 5, 967㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、
番号23番は、高清水地区の田 4筆 965㎡、
番号24番は、高清水地区の田 14筆 7, 014. 70㎡、
番号25番は、高清水地区の田 1筆 1, 715㎡、いずれも、新規の使用貸借権設定である旨の3案件、以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号15番から17番までの3案件、及び番号23番から25番までの3案件、併せて6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号15番から17番までの3案件、及び番号23番から25番までの3案件、併せて6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時21分)(佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時22分)

次に、第2区の番号87番から93番までの、7案件を審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時22分)(4番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時23分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号87番は、志波姫地区の田 5筆 8, 338㎡、
番号88番は、志波姫地区の田 20筆 30, 070㎡、
番号89番は、志波姫地区の田 13筆 12, 290㎡、
番号90番は、志波姫地区の田 3筆 3, 571㎡、
番号91番は、志波姫地区の田 7筆 12, 028㎡、
番号92番は、志波姫地区の田 7筆 7, 483㎡、
番号93番は、志波姫地区の田 1筆 397㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

れでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号87番から93番までの、7案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号87番から93番までの、7案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時24分) (佐々木 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時24分)

次に、第3区の番号118番・119番の2案件を審議いたします。

議席番号6番 菅原 勝宏 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時24分) (6番 菅原 勝宏 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時24分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号118番は、栗駒地区の田 6筆 3,983㎡、

番号119番は、栗駒地区の田 3筆 3,949㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号118番・119番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号118番・119番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号6番 菅原 勝宏 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時25分) (菅原 勝宏 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時26分)

次に、第1区の番号1番から3番までの3案件、番号5番から14番までの10案件、番号18番から22番までの5案件、及び番号26番から34番までの9案件、合わせて、27案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 4筆 8, 827㎡、
番号2番は、築館地区の田 1筆 7, 912㎡、
番号3番は、築館地区の田 1筆 7, 208㎡、
番号5番は、築館地区の田 2筆 4, 783㎡、
番号6番は、築館地区の田 2筆 9, 338㎡、
番号7番は、築館地区の田 5筆 6, 225㎡
番号8番は、築館地区の田 3筆 7, 026㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、
番号9番は、築館地区の田 5筆 5, 887㎡、
番号10番は、築館地区の田 7筆 12, 780㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号11番は、高清水地区の田 2筆 1, 037㎡、
番号12番は、高清水地区の田 2筆 1, 202㎡、
番号13番は、高清水地区の田 4筆 3, 250㎡、
番号14番は、高清水地区の田 3筆 2, 042㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件、
番号18番は、高清水地区の田 1筆 2, 046㎡、

番号19番は、高清水地区の田 6筆 10, 812㎡、
番号20番は、高清水地区の田 1筆 571㎡、
番号21番は、高清水地区の田 3筆 15, 792㎡、
番号22番は、高清水地区の田 15筆 37, 604㎡、いずれも、更新の賃貸借
権設定である旨の5案件、

番号26番は、一迫地区の田 2筆 5, 409㎡、
番号27番は、一迫地区の田 9筆 9, 275㎡、
番号28番は、一迫地区の田 21筆 21, 301㎡、いずれも、新規の賃貸借権
設定である旨の3案件、

番号29番は、一迫地区の田 4筆 2, 023㎡、新規の使用貸借権設定である旨
の1案件、

番号30番は、瀬峰地区の田 2筆 6, 877㎡、
番号31番は、瀬峰地区の田 15筆 33, 412㎡、及び畑 2筆 684.78
㎡、合計 34, 096.78㎡、
番号32番は、瀬峰地区の田 22筆 24, 682㎡、
番号33番は、瀬峰地区の田 2筆 7, 956㎡、
番号34番は、瀬峰地区の田 3筆 1, 088㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の5案件、

以上、27案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号35番から86番までの52案件、及び、番号94番から109
番までの16案件、合わせて、68案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号35番は、若柳地区の田 1筆 394㎡、所有権移転売買である旨の
1案件、

番号36番は、若柳地区の田 6筆 3, 250㎡、

番号37番は、若柳地区の田 11筆 5, 178㎡、

番号38番は、若柳地区の田 1筆 304㎡、

番号39番は、若柳地区の田 2筆 2, 009㎡、
 番号40番は、若柳地区の田 2筆 1, 196㎡、
 番号41番は、若柳地区の田 22筆 14, 157㎡、
 番号42番は、若柳地区の田 9筆 7, 847㎡、
 番号43番は、若柳地区の田 7筆 6, 539㎡、
 番号44番は、若柳地区の田 21筆 16, 649㎡、畑 2筆 455㎡、及び
 志波姫地区の田 6筆 4, 542㎡、合計 21, 646㎡、
 番号45番は、若柳地区の田 2筆 2, 040㎡、及び、志波姫地区の田 2筆
 779㎡、合計 2, 819㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の10案件、
 番号46番は、若柳地区の田 13筆 17, 402㎡、新規及び更新の賃貸借権設
 定である旨の1案件、
 番号47番は、若柳地区の田 3筆 1, 561㎡、
 番号48番は、若柳地区の田 3筆 2, 134㎡、
 番号49番は、若柳地区の田 6筆 3, 641㎡、
 番号50番は、若柳地区の田 8筆 7, 144㎡、
 番号51番は、若柳地区の田 5筆 7, 356㎡、及び畑 1筆 1, 046㎡、
 合計 8, 402㎡、
 番号52番は、若柳地区の田 8筆 7, 639㎡、
 番号53番は、若柳地区の田 1筆 3, 327㎡、
 番号54番は、若柳地区の田 3筆 3, 705㎡、
 番号55番は、若柳地区の田 5筆 3, 111㎡、
 番号56番は、若柳地区の田 11筆 6, 168㎡、
 番号57番は、若柳地区の田 8筆 4, 309㎡、
 番号58番は、若柳地区の田 17筆 12, 305㎡、
 番号59番は、若柳地区の田 3筆 3, 065㎡、
 番号60番は、若柳地区の田 5筆 9, 159㎡、
 番号61番は、若柳地区の田 4筆 3, 107㎡、
 番号62番は、若柳地区の田 2筆 3, 222㎡、
 番号63番は、若柳地区の田 30筆 27, 446㎡、及び志波姫地区の田 2筆
 1, 632㎡、合計 29, 078㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の17
 案件、
 番号64番は、金成地区の田 1筆 1, 031㎡、所有権移転売買である旨の1案
 件、
 番号65番は、金成地区の田 2筆 4, 145㎡、
 番号66番は、金成地区の田 15筆 9, 400㎡、
 番号67番は、金成地区の田 9筆 10, 369㎡、
 番号68番は、金成地区の田 3筆 3, 018㎡、
 番号69番は、金成地区の田 4筆 5, 284㎡、

番号70番は、金成地区の田 1筆 3, 236 m²、
番号71番は、金成地区の田 6筆 4, 552 m²、
番号72番は、金成地区の田 1筆 5, 630 m²、
番号73番は、金成地区の田 2筆 2, 001 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定
である旨の9案件、

番号74番は、金成地区の田 1筆 6, 200 m²、
番号75番は、金成地区の田 2筆 10, 030 m²、
番号76番は、金成地区の田 9筆 11, 623 m²、
番号77番は、金成地区の田 1筆 9, 980 m²、
番号78番は、金成地区の田 1筆 5, 000 m²、
番号79番は、金成地区の田 1筆 6, 019 m²、
番号80番は、金成地区の田 2筆 2, 068 m²、
番号81番は、金成地区の田 15筆 10, 520 m²、
番号82番は、金成地区の田 3筆 2, 163 m²、
番号83番は、金成地区の田 2筆 3, 696 m²、
番号84番は、金成地区の田 1筆 10, 814 m²、
番号85番は、金成地区の田 1筆 6, 200 m²、
番号86番は、金成地区の田 14筆 13, 550 m²、いずれも、更新の賃貸借権
設定である旨の13案件、

番号94番は、志波姫地区の田 3筆 7, 441 m²、
番号95番は、志波姫地区の田 3筆 10, 991 m²、
番号96番は、志波姫地区の田 1筆 641 m²、
番号97番は、志波姫地区の田 7筆 6, 310 m²、
番号98番は、志波姫地区の田 3筆 3, 201 m²、
番号99番は、志波姫地区の田 3筆 5, 985 m²、いずれも、新規の賃貸借権設
定である旨の6案件、

番号100番は、志波姫地区の田 3筆 2, 940 m²、
番号101番は、志波姫地区の田 8筆 10, 266 m²、
番号102番は、志波姫地区の田 19筆 14, 395 m²、
番号103番は、志波姫地区の田 4筆 4, 118 m²、
番号104番は、志波姫地区の田 4筆 5, 545 m²、
番号105番は、志波姫地区の田 4筆 15, 951 m²、
番号106番は、志波姫地区の田 2筆 10, 195 m²、
番号107番は、志波姫地区の田 3筆 5, 027 m²、
番号108番は、志波姫地区の田 27筆 33, 244 m²、
番号109番は、志波姫地区の田 1筆 1, 886 m²、いずれも、更新の賃貸借権
設定である旨の10案件、

以上、68案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号110番から117番までの8案件、及び、番号120番から136番までの17案件、合わせて、25案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号110番は、栗駒地区の田 2筆 746㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号111番は、栗駒地区の田 3筆 4,525㎡、

番号112番は、栗駒地区の田 4筆 3,205㎡、

番号113番は、栗駒地区の田 8筆 16,797㎡、

番号114番は、栗駒地区の田 3筆 9,033㎡、

番号115番は、栗駒地区の田 4筆 4,565㎡、及び、鶯沢地区の田 2筆 4,835㎡、合計 9,400㎡、

番号116番は、栗駒地区の田 2筆 1,250㎡、及び、鶯沢地区の田 1筆 1,201㎡、合計 2,451㎡、

番号117番は、栗駒地区の田 1筆 1,619㎡、

番号120番は、栗駒地区の田 6筆 5,170㎡、

番号121番は、栗駒地区の田 12筆 14,017㎡、

番号122番は、栗駒地区の田 3筆 4,346㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の10案件、

番号123番は、鶯沢地区の田 6筆 10,646㎡、

番号124番は、鶯沢地区の田 1筆 2,058㎡、

番号125番は、鶯沢地区の田 10筆 13,196㎡、

番号126番は、鶯沢地区の田 6筆 9,718㎡、

番号127番は、鶯沢地区の田 1筆 1,464㎡、

番号128番は、鶯沢地区の田 12筆 17,719㎡、

番号129番は、鶯沢地区の田 9筆 11,049㎡、

番号130番は、鶯沢地区の田 3筆 5,126㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号131番は、鶯沢地区の田 13筆 7,042㎡、

番号132番は、鶯沢地区の田 5筆 7, 772 m²、
番号133番は、鶯沢地区の田 2筆 2, 085 m²、
番号134番は、鶯沢地区の田 7筆 3, 656 m²、
番号135番は、鶯沢地区の田 8筆 10, 221 m²、いずれも、更新の賃貸借権
設定である旨の5案件、
番号136番は、鶯沢地区の田 1筆 2, 864 m²、新規の使用貸借権設定である
旨の1案件、
以上、10案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から3番までの3
案件、番号5番から14番までの10案件、番号18番から22番までの5案件、番号
26番から86番までの61案件、番号94番から117番までの24案件、及び、番
号120番から136番までの17案件、合わせて120案件については、原案を可と
することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から3番
までの3案件、番号5番から14番までの10案件、番号18番から22番までの5案
件、番号26番から86番までの61案件、番号94番から117番までの24案件、
及び番号120番から136番までの17案件、合わせて120案件については、原案
を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

会議開始から1時間以上が経過しましたので、ここで、午後2時50分まで、休憩とい
たします。

休憩：午後2時34分から2時50分まで

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後 2 時 5 0 分)

日程第 1 0、議案第 4 号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第 1 区の番号 1 番・2 番の 2 案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、すべて宮城県農地中間管理機構となります。

第 1 区の番号 1 番は、瀬峰地区の田 1 2 筆 1 9, 0 2 9 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の 1 案件

番号 2 番は、瀬峰地区の畑 3 筆 2, 5 0 8 m²、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の 1 案件、

以上、2 案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第 4 号 農用地利用配分計画についての、番号 1 番・2 番の 2 案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 0、議案第 4 号 農用地利用配分計画についての、番号 1 番・2 番の 2 案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

日程第 1 1、議案第 5 号 非農地証明願について、を議題とします。

第 1 区の番号 1 番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑 1筆 461㎡、願出地は、昭和46年頃に隣接地に居宅を建築した所有者へ貸し出し、宅道及び物置の敷地として使用され、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

及川 正一 推進委員

議案第5号については、去る1月21日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の案件の詳細については、事務局が説明したとおりでございますが、現地を確認しますと、隣接地は畑として利用されておりましたが、願出地は昭和46年ごろに居宅を建築した所有者に貸し出し、車道及び物置、パイプハウス、車庫等に利用され、現在に至っているものでございます。畑地への原状回復は非常に困難なものと思受けられます。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番の案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番の案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

日程第12、議案第6号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題といたします。

第2区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の畑 1筆 521㎡、

申請地は、栗原市空き家情報登録制度に登録されている物件と所有者が同一物件となっているため、申請するものであり、空き家を取得する者が農地部分を含めて購入することを可能とするための指定申請である旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、3番 熊谷 ゆり 委員から報告願います。

3番 熊谷 ゆり 委員

議案第6号については、去る1月22日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、申請人が取得した空き家に付属した農地であり、今回の申請にあたっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、空き家に付属する農地指定申請についての、番号1番の案件は、原案のとおり指定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

議長

よって、日程第12、議案第6号、空き家に付属する農地指定申請についての、番号1番の案件は、原案のとおり指定することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。
これで、令和3年 第1回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 01分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員